



# 消費生活 サポーター通信

令和6年度第10号

今月のテーマ

## フィッシング 詐欺に注意!



### 事例

- 日常的に利用しているクレジットカード会社の名前で請求額確定のメールが届いた。
- 利用明細を確認するためにメールに記載されたURLをクリックし、IDやパスワードを入力した。
- その後、クレジットカード会社に連絡をすると、カードが不正利用されたことがわかった。



### アドバイス そのメール、フィッシング詐欺ではないですか？

日頃利用している事業者や公的機関などの名前でメールやSMSが届いても、まずフィッシング詐欺を疑いましょう。

- 1 メール等に記載されているリンクにはアクセスせず、正規のサイトや正規のアプリからアクセスする。
- 2 メールリンク先にアクセスしてしまった場合も、ID・パスワード、クレジットカード番号等を安易に入力しない。
- 3 クレジットカード等の利用明細は、こまめに確認する。(心当たりのない請求がないか)
- 4 ID・パスワード等の使い回しをしない。

**再配達**

〇〇運送  
再配達のご連絡  
.....  
ご不在のため荷物のお届けができませんでした。  
[こちら](#)から再配達の手続きをお願いします。

**不正利用**

XXカード  
不正利用の検知  
.....  
あなたのクレジットカードが不正利用された疑いがあります。  
[詳細はこちら](#)

このようなメールに注意!

参考: 日本クレジットカード協会特設サイト

[今すぐチェック! フィッシングを学んで防ぐ! \(JCCA\)](https://www.jcca-office.gr.jp/feature/phishing/)  
<https://www.jcca-office.gr.jp/feature/phishing/>



YouTube

ちょっと待って! テルミちゃん 第110回  
「フィッシング詐欺に注意!」



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎ **188**

(お近くの消費生活センターにつながります)



令和7年1月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

●右のQRコードを読み込む

または

●LINEの「友だち追加」から

「@638mbqrp」をID検索する



青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
テルミちゃん  
® (TaMo)